

# 書 評 と 紹 介

岩佐卓也著

## 『現代ドイツの労働協約』

評者：大重 光太郎

### はじめに

ドイツの労働組合や労働協約に関して、近年「この一冊」というものが挙げられない状況が続いてきた。「ようやく出た一冊」、それが本書を通読したあとの最初の印象であった。以下では、本書の構成を素描したうえで、本書の全体的長をあげ、内容に関していくつかのコメントを行いたい。

### 1 本書の構成

本書の構成は以下である。

#### はじめに

- 第1章 協約拘束範囲の縮小 変化の起点
- 第2章 協約規制の個別事業化 2004年プフォルツハイム協定とIGメタル
- 第3章 協約交渉の対立先鋭化 2007／2008年小売業争議
- 第4章 協約賃金の低水準化 NGGと法定最低賃金
- 補論 派遣労働と労働協約

「はじめに」で、本書の対象に取り組むに当たっての著者の大きなスタンスが提示されている。本書の課題は、現代ドイツの労働協約の主要な動向を、労働組合の取り組みの分析を通じて明らかにすることである。その際、本書ではドイツの労働組合の「輝かしい歴史」ではなく、「ドイツの労働組合と労働者が後退と屈服を強いられ、そのなかで一矢を報いようとする、そうした困難の歴史」を描くことが課題とされる。労働についてドイツを扱う際、しばしば日本にとっての直接の模範としてとらえられる傾向が見られるが、著者はあえてその「困難」のなかで格闘する姿を描くことを通じて、日本への示唆を探ろうとする。ここに本書の大きな特徴がある。

第1章は、全体の導入あるいは総論的位置づけをなしている。ここでは、まずドイツの労働協約制度や労使アクターについての基本知識が確認される。その上で労働協約の拘束範囲の縮小が取り上げられる。拘束範囲の縮小は、使用者団体の協約拒否による場合もあれば、個別使用者による選択の場合もあるが、これがもたらす構造変化を、著者は、①労働協約の規制能力の減退、②労使紛争の個別事業所化、③横断的労働協約に対する「規律化」、の3点でおさえる。さらにこの3つの構造変化のあらわれを、①協約規制の個別事業所化、②個別事業所での対立の先鋭化、③協約賃金の低水準化、④派遣労働への差別的処遇の4つにおいてとらえ、これらについて以下4つの章（補論を含む）で個別に分析される。

第2章では、協約規制の個別事業所化、企業横断的労働協約の規制緩和が、金属産業におけるプフォルツハイム協定の事例をもとに分析さ

れている。横断的労働協約の「硬直性」に対する使用者団体と政府与党からの攻撃の末に、金属産業の労使は2004年にプフォルツハイム協定を締結した。企業横断的労働協約の適用除外は、従来からも経営危機の場合には認められていた。本協定の新しさは、「雇用保障のための競争力の維持・改善」を条件に加えたことにあった。締結の直後は適用除外のためには労使団体の承認も必要で、これが濫用の歯止めになると考えられていた。しかし電機大手のジューメンズの携帯電話製造の2工場での適用除外となるに及び、「設計者の意図を超えて一つのシステムとして働き始め」る。こうしたなか組合も対応を迫られる。金属労組IGメタルは、補完協約を締結する条件や手続きのマニュアル化を進めていったが、実際にはその通りにはなっていない状況が示されている。競争歪曲の阻止条項が守られていないという描写から、「コントロールされた分権化」が実際にはうまく機能せず、現実にはグレーゾーンが広がっていったことが明らかにされている。

第3章では、個別事業所での対立先鋭化、社会的パートナーシップの弱化、ストライキの先鋭化が、2007/08年の小売業における統一サービス労組ver.diのストライキを事例に分析されている。これまで第三次産業ではストライキが顕著ではなかったが、不安定労働、低賃金労働、労働集約性がみられるサービス産業において、新しいストライキが高まってきていること、「労働争議の第三次産業化」が見られることが描かれている。その際、使用者側がスト破りを目的に派遣労働者を投入するのに対し、フレキシブル・ストライキやフラッシュモブなどの新しい闘争戦術を組んで対抗している様子が具体的に叙述されている。また断続的だが一年におよんだストライキ闘争では、膠着した状況をどのように打開するかという路線問題につい

て労働組合内部での議論が描かれている。

第4章では、協約賃金の低水準化について、食品・飲料・旅館業労働組合NGGの賃金労働協約闘争と最賃法制を求める取り組みを事例に分析されている。その際、①貧困水準賃金の協約を労働組合として結ぶべきか、②協約自治と法定最賃との関係をどう理解するか、という組合運動にとって重要かつ興味深い論点に焦点が当てられている。NGGは、管轄分野で小規模事業所の比重が高く、組合組織率も低いことから、一部は貧困水準さえ下回るような低賃金協約を余儀なくされてきた。著者は、そもそも貧困水準の賃金協約を締結すべきか否か、というNGG内部の議論に着目し、弱い労働組合の賃金協約政策の苦悩を描き出している。さらにNGGが、労働組合の力だけでは貧困賃金を乗り越えることができないという立場に立って、法定最賃を組合としては最初に要求するようになる経緯が描かれる。法定最賃は、国家が賃金交渉に介入しないという協約自治原則と相いれないという見方が労働組合運動の内部でも根強いなか、法定最賃の導入へのコンセンサスが労働組合全体に、さらには政党にも広がっていき、最低賃金法が成立していく政治過程を詳細に跡づけている。

補論では、派遣労働における均等処遇原則をめぐる攻防が紹介されている。2002年の派遣労働法の改正により、派遣労働における均等待遇規定の導入と合わせて大幅な規制緩和が行われた。しかしこれには、労働協約があれば均等待遇の適用除外が認められるという抜け穴が用意されていた。使用者団体は労働協約締結をのぞみ、キリスト教系組合がダンピング協約の締結で応えるなかで低水準協約へ至るといった否定的作用が生まれた。これに対する再規制の動きを、派遣先の事業所レベルでの規制、部門別最低賃金の導入、訴訟によるキリスト教系組合の

協約無効化の動きを見ながら明らかにされている。

## 2 コメント

本書全体の大きな特長として、次の三つを指摘したい。

一つ目は、本書がドイツの労働協約についての入門書、概説書であるとともに、現代ドイツの問題に関する高水準の専門書の性格を併せ持っていることである。近年のドイツの労働協約や労使関係についてまとまった一冊がないなか、現代ドイツの労使関係の重要な一冊となろう。

二つ目に、ドイツの労働組合や労働規制をみる著者の独自のスタンスである。日本と比べて高い労働条件の水準がみられることから、ドイツを学習モデルとして捉えがちになるが、著者は「ドイツの労働組合と労働者が後退と屈服を強いられ、そのなかで一矢を報いようとする(……) 困難の歴史」を描こうとしている。グローバル化、ネオリベラルのなかで困難を抱える労働組合という構図は、世界の労働組合を見回して共通する。読み手は、ここから何を学ぶかを問われる。とくにストライキについて日本でないからこそ自覚的に研究すべきというのは至言である (p.95)。

三つ目に、ドイツの労働協約について制度とアクターの双方に目をくばり、現在の問題点をいきいきと伝えている。特に労働組合スタッフへの豊富なインタビューにより、協約・協定の実態や成立の背景などがリアルに描かれており、氏のストーリーテラーとしての力量がいかに発揮されている。

その際、労働組合のあり方が多面的に描かれている。IG メタル以外に、統一サービス産業労組 (ver.di) や食品・飲料・旅館業労組 (NGG) を取り上げることにより、労働組合運

動の多様性が示されているだけではない。それぞれの労働組合の内部の対抗や論争が生き生きと描かれ、労働組合運動の困難やジレンマを具体的にイメージできるようになっている。

たとえば、第2章では横断的協約の適用除外を認める補完協定をジーマンスと結ぶか、結ばないかをめぐり、IG メタルの組合役員の中での対立が紹介されている。実態をよくするジーマンス担当役員は適用除外に賛成、それ以外の役員は原則的観点から反対という状況が描かれている。また第3章では、ver.di による小売業ストが長期化し、横断的協約闘争が膠着した時、あくまで横断的協約締結にこだわるべきという立場と、大手企業との個別企業協約を結べるところから結び、これを積み重ねていくという立場とで分かれた状況が紹介されている (この対立には横断的協約の妥結という現実によって答えが出された)。第4章では、低賃金協約に関し NGG のなかで、一定水準以下の低賃金協約は組合として結ぶべきではないという立場と、無協約は回避すべきで締結すべきという立場とが対立し、結果として、①原則として時給8.5ユーロ以下の低賃金協約は締結しない、②適用除外については基準と手続きを明確化する、という妥結にいたる経緯が描かれる。また協約自治原則と法定最賃との関係については、協約自治を優先して法定最賃に消極的な産別組合と、産別協約自体が脆弱となり法定最賃に頼らざるを得ない産別組合との違いが描かれている。

このように本書では、労働協約を素材とした労働組合の対応に主要な関心と分析が向けられ、協約や法制におけるダイナミズムが描かれている。構成上も、協約制度とその変化については第1章で述べられているが、第2章以下は労働組合の取り組みが中心的対象である。他方で使用者側の叙述が少ない。タイトルに「労働

組合」を入れてもよかったのではないかと思われる。

最後に、ドイツの労使関係の変化について、以下の4点を考えさせられた。

一つ目は、プフォルツハイム以降の労使関係をどのように特徴づければよいのか、という点である。プフォルツハイム協定以降、使用者団体は労働協約を肯定的に評価するようになったと評価されている。これを労働組合や従業員代表委員会が従順化した結果と評価しうるのか。それとも、ドイツ労働総同盟 DGB に加盟していない闘争的な職業別組合（鉄道、航空、医療）をけん制するために DGB 系組合との社会的パートナーシップを重視したいという思惑があるのか。

さらに事業所レベルではどのような変化が見られたのか。従業員代表委員会の性格の変化があったのか。もし変化があったとすれば、それはもともと企業内の志向をもつ従業員代表委員会の発言力が、分権化によってより強化されたという意味合いが強いのか。それともプフォルツハイム協定の締結を境に、従業員代表委員会が企業戦略にいつそう関与することを強いられることで企業の長期的戦略を内面化させ、マネジメント志向をより強めたと見ることができるのか。

二つ目は、労働組合ごとの社会的パートナーシップに対するスタンスの違いについてである。IG メタルでは社会的パートナーシップの強化、ver.di では社会的パートナーシップからの離脱ととらえることはできるのか。

三つ目は、協約自治と最賃法制との関係についてである。本書では、両者が相いれないことが強調されており、組合の内部においても、とくに IG メタルや化学労組 IG BCE などのような大規模労組においてその見解が強かったことが示されている。しかし、最終的に最賃法制を

求める世論の高まりのなか、力関係の変化により最賃法制が実現したことが示されている。では労働組合内部で両者の関係についてはどのように整合的に理解されたのか。両者の関係は矛盾なき接合であるのか、アクロバット含みの接合か、例外か、異質なものの組み込みなのか。これについて評者自身は最賃法制と協約自治との整合性は維持されていると理解している（『月刊全労連』2014年6月号）。

四つ目は、協約主体の多元化と協約の多元化の今後についてである。この間、キリスト教系組合や職業別労働組合などの非 DGB 系組合が注目されてきた。しかし司法によるキリスト教組合の協約当事者性の否定、2015年の一事業所一労働協約の法制化という動きによって、非 DGB 系組合をとりまく枠組みの変化がもたらされた。これによって複数組合化、協約多元化の流れはひとまずせき止められたと考えてよいか。非 DGB 系組合の役割は低下すると考えてよいか。「ドイツはストが多い」という場合、非 DGB 系の鉄道、航空、医療などの職業別労組がメディアレベルでは目立つ。IG メタルでの正規ストライキは協約闘争ではほぼ皆無になった（警告ストはあるが）。ストライキ文化を継承しているのは（ver.di を除くと）非 DGB 系の職業別労働組合が主な担い手となっている。今回、職業別労働組合に箍がはめられたことで、ドイツのストライキ文化にも変化がでくると考えてよいのだろうか。

### 3 おわりに

本書は、グローバル化と規制緩和の流れに抗して、ドイツの労働組合運動がどのように立ち向かい、突破していったかをいきいきと描き出している。そこでは、単に獲得したものを守り抜いたというだけでなく、時々さまざまな条件に制約されながら、それを活かすことによ

り、新たな地平を切り開いていったことが示されている。

冒頭で著者は、「ドイツ労働協約の困難の歴史をここに紹介することが、日本にとって重要な意義をもつ」と書いているが、この「意義」について本書では敷衍されていないように思われる。おそらく研究上、理論上、実践上と、さまざまなレベルで考えられるであろうが、これ

は読み手がそれぞれに考えるべき課題として残されているのであろう。

(岩佐卓也著『現代ドイツの労働協約』法律文化社、2015年2月、v+220頁、本体3,900円+税)

(おおしげ・こうたろう 獨協大学外国語学部ドイツ語学科教授)

戦後日本政治の二翼を担った最大野党・日本社会党  
その草創期の活動を記録した貴重な機関紙を完全復刻！  
**占領期日本社会党機関紙集成** (復刻版・全4期)

法政大学大原社会問題研究所 [監修] 立本紘之 [解説]

**第Ⅰ期 『社会新聞』 (全6巻)**  
A3判上製 総1348頁 揃本体180,000円+税 ※分売不可

**第Ⅱ期 『党活動資料』『党活動』 (全5巻)**  
A3判上製 総1088頁 揃本体180,000円+税 ※分売不可

**第Ⅲ期・第Ⅳ期 『党報』『社会週報』『日本社会新聞』 (全11巻)**  
第Ⅲ期・全6巻 A3判上製 総1640頁 揃本体180,000円+税 ※分売不可  
第Ⅳ期・全5巻 A3判上製 総1774頁 揃本体180,000円+税 ※分売不可

法政大学大原社会問題研究所が収蔵する占領期に発行された日本社会党の機関紙・誌を全4期にわたり復刻。結党直後の資料が極端に少ない現状において、日本社会党史の検証にとつてはもろんのこと、広く占領期の政治状況を研究するうえでも、きわめて重要な資料である。

**おすすめ**  
中北浩爾 (二橋大学大学院社会学研究科教授) 福島みずほ (社民党副党首・参議院議員)

**柏書房** 〒113-0033 東京都文京区本郷2-15-13  
Tel:03(3830)1894 Fax:03(3830)5531 <http://www.kashiwashobo.co.jp>